

⇩ 飲食交際費と会議費

Q : 5千円までの飲食接待は損金で落とせるようになったそうですが、これは会議費の3千円基準の金額が変わったということですか？

A : 飲食接待の5千円基準と会議費の取扱いとは別物ですのでご注意ください。

【解説】

今年度の税制改正で交際費等の取扱いが改正になり、社内飲食を除く1人当たり5,000円以下の飲食接待費については、一定の事項を記載した書類等を保存することを要件に損金算入することが認められるようになりました。

そのことから、会議に伴う飲食費(いわゆる会議費)についても、1人当たり5,000円以下であれば損金算入できるようになったと誤解する向きもあるようです。しかし、飲食接待費の5千円基準は、あくまでも交際費等の取扱いの特例であり、会議費になるか否かを判断するものではありませんので注意してください。

会議費は、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」であり、会議に伴い通常供与される昼食程度の飲食物でなければなりません。会議の実体がないものについては会議費としては認められませんし、それが接待だということであれば一定の事項の記載がないと飲食交際費には該当しません。内容に応じて、社内用書類を整備するなどして税務上問題にならないようにしてください。

